

平成29年度 第2回熊本市障がい者自立支援協議会

日時 平成29年8月18日（金） 午後3時から

会場 熊本市役所別館自転車駐車場8階会議室

出席者 日隈委員、秋成委員、大島委員、谷口委員、篠原麻美委員、園田委員、平田委員、中島委員、大山委員、田尻委員、山田浩三委員、平川委員、江島委員、堀内委員、永井委員、福島委員、原田委員、篠原憲一委員、近藤委員、勝本委員、多門委員、西委員、宮田委員、松村委員、干川委員、山田勝久委員

欠席者 本田委員

配布資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・席次表
- ・資料1 ヘルプカードの導入について
- ・資料2 第5期熊本市障がい福祉計画及び第1期熊本市障がい児福祉計画の策定について
- ・資料2参考資料 福祉に関するアンケート調査票
- ・資料3 各部会報告資料
- ・資料5 サービス等利用計画作成に係るモニタリングに関する提案書（案）
- ・資料6 熊本市障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧
- ・平成29年第2回度熊本市障がい者支援協議会 事前意見・質問一覧

※資料4はなし

議事

進行	<p>1 開会</p> <p>ただ今より、平成29年度第2回熊本市障がい者自立支援協議会を開会いたします。</p> <p>本日は本田委員より欠席の連絡をいただいています。</p> <p>それでは、協議会の議事に移らせていただきます。時間の都合により挨拶は省略させていただきます。これからの進行は干川会長にお願いいたします。</p>
干川会長	<p>2 議事</p>

	<p>(1) 新たな取り組み等の概要紹介について</p> <p>それでは、本日の議事に入ります。</p> <p>まず、議事（1）新たな取り組み等の概要紹介について、事務局より説明いただきます。</p> <p>なお、当初、議事（3）「テーマについての協議」で取り扱う予定としておりましたが、「基幹相談支援センターの設置」に関しては、事務局より、この新たな取り組み等の概要紹介の段でご報告したいと伺っておりますのでよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>■ヘルプカードの導入について</p> <p>本市では、ヘルプカードの導入を 8 月下旬に予定していることから、その概要について説明します。</p> <p>ヘルプカードは、内部障がいや発達障がい、難病の方等、外見から障がいがあるとわかりにくい方が、カードを首から下げたりカバンにつける等、周囲から見えやすい場所に身に付け、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするためのカードです。</p> <p>ヘルプカードにデザインされているヘルプマークは平成 24 年度に東京都が作製したもので、先月の 20 日に日本工業規格（JIS）に登録されたことで全国共通のマークとなり、見た目では判断できない障がいのある方にも気配りする意識の広がりが期待されているところです。</p> <p>導入の理由としては、本市では平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致等も踏まえ、障がい者にやさしいまちづくりを目指していること、そして、障害者差別解消法施行に基づき合理的配慮の提供を推進する観点からも、障がいのある方が周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのツールが必要であると検討を進めてきたところです。さらに、公共交通機関利用時や熊本地震発生時の避難所での対応を踏まえて、障がいのある方に対する適切な配慮を促すことが必要であることから、熊本県のヘルプカードの導入に合わせて、本市でもヘルプカードを導入し、普及を図っていくことにしました。</p> <p>配付対象者は記載のとおりです。配布時期と方法については、8 月下旬から県と市で同時に配付を開始します。本市での配布場所は、県のカードについては障がい保健福祉課と区役所の福祉課としています。また、県のカードだけでは不足することが予想されるため、2 つ折り以内面に利用者情報を記載することができる市独自のカードを作製し、障がい保健福祉課と区役所の福祉課、各障がい者相談支援センターでの配付を行います。併せて、カードのデータを県や市ホームページに掲載し、ダウンロード可能とすることで更なる普及を図っていくことにしています。また、広報については市政だより 9 月号やホームページ、</p>

フェイスブック等で周知を図るほか、近日中に報道機関に情報提供を行う予定です。

裏面にカードのイメージを乗せています。熊本県のカードは表と裏の2面タイプで、裏に手伝ってほしいことを記載するようになっています。熊本市のカードは、2つ折りの4面タイプで、裏表紙に手伝ってほしいことを記載、見開き面には利用者情報が記載できるようになっています。

最後に、ヘルプカードの導入にあたっては、多くの障がいのある方がカードを持っていても、市民のカードの認知度が向上しなければ無意味なものになってしまいますので、様々な機会で周知を図っていきたいと考えています。

■第5期熊本市障がい福祉計画及び第1期熊本市障がい児福祉計画の策定について

今年度中に策定を予定している第5期熊本市障がい福祉計画及び第1期熊本市障がい児福祉計画の策定について説明します。

資料2（スライド2）障害者総合支援法において、市町村は国が定める基本指針に即して障害福祉計画を定めることとされています。そして、平成30年度から32年度までが第5期障がい福祉計画の期間となっていることから、29年度中に計画の策定を行う必要があります。また、今般の障害者総合支援法と児童福祉法の一部改正によって、30年度から新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられることになりました。

（スライド3、4）今回の計画策定の基礎となる最近の国の動きは記載のとおりです。

（スライド5、6）国の動きを踏まえて、第5期障害者福祉計画等に係る国の基本指針の見直しが行われた内容が資料のとおりです。基本指針の見直しの主なポイントが、大きく6つに整理されています。

1つ目の「地域における生活の維持及び継続の推進」は、地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進することとされています。2つ目の「精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築」は、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるように、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこととされています。3つ目の「就労定着に向けた支援」は、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着支援が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に加えることとされています。4つ目の「障がい児のサービス提供体制の計画的な構築」は、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ること

とされています。5つ目の「地域共生社会の実現に向けた取組」は、高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込むこととされています。6つ目の「発達障がい者支援の一層の充実」は、発達障がい者支援地域協議会の設置の重要性等を盛り込むこととされています。その他にもいくつかポイントが挙げられています。

(スライド 8、9) 市町村が計画を策定する際に配慮する基本理念や障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方についても基本指針の中で示されています。今回策定する計画が目指す目的として、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等にかかる平成 32 年度末の数値目標を設定すること、そして、障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることが明記されています。以上の点を踏まえて、本市では、国の基本指針に基づき、3 年間の計画期間(平成 30～32 年度)で「第 5 期熊本市障がい福祉計画」と「第 1 期熊本市障がい児福祉計画」を一体的に策定していくことにしています。

スライド 10～20 では第 5 期の熊本市障がい福祉計画の構成案について記載をしています。国の基本方針に基づき、6 章からなる計画の構成を考えています。

第 1 章の計画の概要では、先ほど説明した基本方針に基づいて、計画策定の趣旨、基本理念、基本的な考え方、計画の位置づけを記載する予定です。スライド番号 12 において計画の位置づけを記載していますが、障害者基本法に基づく「障がい者プラン」は、平成 30 年度までとなっていることから、来年度に策定作業を行うことにしています。また、他の計画とも整合を図っていくことにしています。計画期間は平成 30 年度から 32 年度までとし、成果目標と活動指標について毎年その実績を評価していくことにしています。

第 2 章では、手帳所持者数の統計等を掲載することにしています。

第 3 章の平成 32 年度の数値目標では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、平成 32 年度を目標年度とする次の 5 つの成果目標を設定することについて検討を進めていきます。なお、資料に記載している数値は国の基本指針によるものですが、本市の実情に応じた市の数値をこれから設定していきます。資料の横に「新」と記載されているものが、今回の計画で新たに追加された目標値です。特に成果目標⑤の障がい児支援の提供体制の整備等では、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療的ニーズへの対応に関する数値目標を設定することになります。

第 4 章の障害福祉サービスの必要量の見込みでは、国の基本指針に基づいて、

本市の過去の利用実績からの伸びや現在実施している障がい者のサービスの利用に関する意向調査等から見込み量を算出することにしていきます。資料の横に「新」と記載されているもの（例えば、発達障がい者支援関係等）が、今回の計画で新たに盛り込むことになる予定です。

第 5 章の地域生活支援事業の必要量見込みでは、障がいのある方の地域における自立した日常生活または社会生活を支援するため、本市が実情に応じ実施する事業について定めることとしています。実施する事業内容、各年度における事業の見込み等を定めることとしています。

最後の第 6 章では、これまで説明を行ってきた障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量等の確保するための方策を定めることとしています。

計画の策定に向けたスケジュールを掲載しています。

（スライド 21）福祉に関するアンケート調査は集計・分析中ですが、今後、特別支援学校進路希望調査等を参考にしながら、11 月を目標に計画の素案を作成したいと考えています。素案作成後には、団体への意見照会、各協議会での意見聴取やパブコメ等を経て、来年 3 月の計画決定を目指すこととしています。

（スライド 22）当事者アンケートについて簡単にご説明します。今回の計画を策定するにあたって、国の基本方針に基づき、計画を策定するために必要な基礎資料を得ることを目的として、障がい児・者の生活状況や社会参加状況、障害福祉サービスの利用状況等の実情とニーズ及び課題を把握するためにアンケート調査を実施しています。調査は市内に居住する身体・療育・精神の手帳所持者、指定難病医療受給者証所持者、障害福祉サービス受給者を対象に 3,000 人を無作為抽出しました。調査方法や期間は記載のとおりです。調査項目については、お配りした資料のとおりです。

最後に、事前にお配りしていた資料に対して、委員から質問をいただきますので、回答します。

まず、日隈委員からの質問ですが、障害福祉計画の 6 章について、サービス見込量等の確保については、予算や人材の確保等様々な方策が考えられますが、具体的にどのような内容を想定しているのかといった内容です。

市からの回答としては、見込量等を確保するためにどのような方策をもって実現していくのか、その内容を明記する予定としています。内容については、協議会等の意見を聞きながら策定する予定としています。

次に、西委員からの質問ですが、第 3 章平成 32 年度の数値目標の成果目標③「障がい者の重度化や高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備」について、地域生活支援拠点とは、市はどんな形を描いているのか聞いてみたいといった内容です。

	<p>市からの回答としては、地域生活支援拠点のイメージは昨年度から会議の中でイメージ図を使用しながら説明させていただいてきたところです。地域生活支援拠点の整備は、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後を見据え、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）の強化に取り組んでいくこととしています。第5期計画では、平成32年度までに拠点の整備を目指すこととしており、障がい者自立支援協議会の中でも、地域の体制づくり等の拠点の整備に必要な機能の検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>■基幹相談支援センターの設置について</p> <p>どのような資料をお配りするか検討していましたが、内容については前回の自立支援協議会でお配りした資料とほぼ変更ございませんでしたので、本日はお配りしておりません。委託相談支援事業所業務について、公募の上、平成30年度から新たに委託することを見据えて準備を進めてきたところですが、これまで議論してきた地域支援員を配置することについて、庁内でも一定程度理解を得られている状況ですが、現在、補正予算の計上等の調整をしているところですので、内容がある程度確定しましたら改めて皆様にご報告差し上げたいと考えておりますのでご了承ください。</p>
会長	ただ今の説明に関して、ご質問等があればお願いします。
西委員	<p>私からは障がい者のいわゆる65才問題について、地域生活支援拠点の中で特に共生型について聞きたいと思って質問しました。その辺は国の施策等とリンクさせながら計画ということになると思いますが、障がい者施設にいらっしゃる方で65才を超えた方をどうするかとか、地域で暮らす65歳以上の障がい者をどうするか、共生型というのは障がい者施設と介護保険施設が一緒になるというか、両方の施設で両方の利用者の受入をするという考え方だと思いますが、そこを熊本市としてはどのような施策を計画されているかお聞きしたかったところです。</p>
事務局	<p>共生型サービスで、障がい者施設にいらっしゃる方が介護サービスを受けやすくするよというということで、報酬をどうするか国の方でも議論されているので、そうしたサービスが新たに加わるのではなかろうかと思います。</p> <p>一方で、地域共生というのはただ単にサービスが増えるということだけではなく、障がいのある方を地域で支え、縦割りから丸ごとへという考え方もあろうかと思うので、今まで議論してきた地域生活支援拠点とも通じるところがあり、委託相談支援から基幹型にという議論もしてまいりましたので、地域にいらっしゃる障がいのある方をどのように支えていくか、一体的に進めていく必要があるのではないかと考えています。</p>

西委員	<p>国の方針がまだはっきりしていないというのが現状かと思いますが、65才問題は熊本市でも喫緊の課題となっているので、熊本市としてどのように独自に考えていかれるか気になるころでしたので。期待しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
松村委員	<p>熊本市におきましては、第5期の福祉計画と、新たな第1期の障がい児福祉計画の策定について一体的に検討を進めていかれるとお伺いしました。進め方としては資料21ページのスケジュール案で来年3月までの予定が表れているということですが、特に障がい児の計画につきましては、国の指針に基づいて新たに策定するというので、より深く、広い意見を取り込みながら計画づくりをしていく必要があると思いますけれども、いわゆる障がい児の計画を検討するために、色々な意見を聞いたり検討するために情報を拾い上げていくというのは、具体的にはどのことを指しているのかなど。特別支援学校の進路希望調査というのはもう児童ではなくなってきますよね。どのあたりが児童に関するニーズの拾い上げとして熊本市は考えていらっしゃるのかなというのがこの中ではわかりにくかったですから。もちろん特別支援学校の小中学部の人達や親御さん、もちろん特別支援学級、通級支援教室等々、さらに言えば通常学級にも配慮が必要な子ども達もたくさんいるという現状を考えたときに、どのように目配りをした子どものニーズ調査を考えていらっしゃるのかを聞きたいのですが。</p>
事務局	<p>障がい児のニーズをどのように拾っていくかというご質問ですが、最後にご説明した当事者アンケートの対象者に障がい児も含まれています。まずはそういったアンケート調査の結果から吸い上げることもありますし、もちろん関係団体等のご意見をお聞きすることにしておりますので、障がい児に関係のある方達からのご意見を聴取しながら素案等の作成及び修正をしていきたいと考えています。</p>
松村委員	<p>そういう回答を聞いたかったですけれども。その関係団体というのは、私達家族会も含まれるのかもしれませんが、最も関係している団体というのは間違いなく学校だと思うんですね。要するに教育委員会に対していかにヒアリングしていくかというのは今のところどう考えておられますか。このあたりが福祉と教育、その他、要するに縦割りの打破と言いますか、いかに横串を差していくのか、計画づくりの今の段階で行政の方がどのようにお考えなのかをお伺いしたいのですが。</p>
事務局	<p>本日も教育委員会が事務局側に入っておりますし、この計画を作るに当たって教育委員会や他の子ども関係の課とも調整しながら進めていきたいと考えておりますので、適宜、今おっしゃったことも踏まえて進めたいと思います。</p>
松村委員	<p>よろしくお願いいたします。秋以降の自立支援協議会だけではなく色々な協議会等が</p>

	<p>ある中で各委員からの意見を聞きながら検討を進めていくことになると思いますので、ぜひ、学校の先生方あるいはご家族、専門的な支援者からどういう意見、生の声が拾い上げられてきたのかをこういう会の中でオープンにさせていただいて、委員にも見られるようにご配慮いただきたい。素案と言いながら、ほぼほぼ出来上がっているかのような計画に落とし込まれた形で初めて我々が見るのではなくて、ぜひ生の意見が初期の段階からより多く、我々も見られるようにご配慮いただきたいというのが家族団体としての願いですので、ぜひよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>(2) 各部会報告</p> <p>続きまして、議事(2)の各部会報告に移ります。それぞれの部会報告を子ども部会、就労部会、相談支援部会、精神障がい者地域移行支援部会の順にお願いします。それぞれ報告の持ち時間は5分といたしますので、よろしくお願いします。</p>
勝本委員	<p>【子ども部会】</p> <p>子ども部会の勝本でございます。今年度の子ども部会ではミニ研修、事例検討、昨年度作成いたしました余暇支援マップの更新を中心として活動を進めております。</p> <p>まず今年度スタート時、4月、5月におきましては、部会員の中にはこの自立支援協議会の意義や目的、内容をあまり把握していないという声も挙がりましたので、障がい保健福祉課から説明をいただきまして、自立支援協議会の意義や目的について部会員で共通理解を図っております。それから、熊本地震から一年を経過いたしましたので、余暇支援マップの情報の修正作業に着手いたしました。地震におきまして、色々な機関が活動を中止したり、あるいは内容の変更等もあっておりますので、それぞれの分野、スポーツ、文化、親の会等の担当グループに分かれまして、部会員で情報の収集作業を行いまして修正の着手をしております。さらに、今年度の子ども部会の活動内容について、どういう方向で進めていくか検討や確認作業を行ったところです。</p> <p>6月からは事例検討とミニ研修を開始いたしました。まず事例検討では、2つの事業所から障がい児の相談現場における事例の紹介と検討を行っております。いずれも計画相談の当事者である、障がいのあるお子さんだけではなくてお子さんを取り巻く環境、きょうだい児、お父さん、お母さん、ご家族のサポートをかなり要する事例が紹介されまして、改めて相談支援を中心としたネットワークの必要性、行政の関与のあり方といったところにも議論が及びまして、部会の中で意見交換をしております。</p> <p>また、7月には、先程もご紹介がありましたように、平成30年度の法改正に伴いまして、現在、保育所等訪問支援事業が保育園、幼稚園、小学校等に対象</p>

	<p>が限定されていますところが、平成 30 年度からは乳児院、児童養護施設等の社会的養護施設にも範囲が拡大されるという所で、実際に熊本の乳児院あるいは児童養護施設の中に障がいのあるお子さんがどれくらいいらっしゃるのか、どういった支援を必要とされているのか、一度お聞きしたいという声が挙がりましたので、社会的養護施設における障がい児の現状と課題ということにつきまして、熊本乳児院と慈愛園子供ホームの 2 つの施設からお話を聞く機会をいただきました。国の方でもそういったニーズがあるので平成 30 年度の改正に至ったのだらうと思いますけれども、個人的には私が想像しているよりもかなり多くの配慮を必要とする子ども達が社会的養護施設に実際入所されているということがわかりまして、改めてそういった子ども達に今後どのような福祉的サービス、支援ができるのかと考えさせられました。また、乳児院も児童養護施設も措置施設ということで、措置施設であるがために福祉サービスを利用することの難しさ、困難性等も出されまして、この辺につきましては 30 年度を迎えた後にでも、こういった自立支援協議会あたりで、せっかく行政の方達もたくさん来てらっしゃいますので、具体的な困難事例を一つ一つ挙げまして、どのような支援がそこにいる子ども達になされるべきか一緒に考えて行けたらと個人的には思っております。</p> <p>下期の活動になりますけれども、お手元の資料にありますように、計画に沿って進めていきたいと思っております。部会員の資質の向上とスキルアップに向けて、障がいのある子ども達、それからその周辺領域に特化した内容の研修を、外部から講師を招聘して実施する予定です。それから、部会員のそれぞれのフィールドにおける困難事例を取りあげまして、障がいのある子ども達やそのご家族を取り巻く状況、課題の共有と併せまして、子ども部会から何か情報の発信といったものができたらという風に考えております。</p> <p>最後に、児童発達支援の質の向上を図るために児童発達支援ガイドラインが定められたところでありますが、このような新たな動きに対しましても内容等を注視しまして、今後の部会の活動を進めていけたらと考えております。</p>
<p>山田浩三 委員</p>	<p>【就労部会】</p> <p>就労部会長の山田でございます。私ども就労部会の今年度の取組みは、大きく目標を 2 つ設定しています。一つ目が就労についての課題意識を共有するための連携・ネットワークといった部分でございます。もう一つが、私どもの部会が固定のメンバーではございませんので、誰もが参加しやすく、なじみやすい就労部会を目指しているところでございます。</p> <p>部会全体の取組みとしましては、毎月開催のミニ研修として、毎回講師の方をお呼びして開催しているところです。大きなイベントとしては、12 月 8 日に、昨年度も好評でしたけれども、就労フェアの開催を予定しておりまして、今後</p>

	<p>年末の開催に向けた活動がますます活発になっていくのではないかと考えています。</p> <p>各班の取組みでございますが、今年度の班構成は4つございます。当事者対話班では、当事者会のメンバーさんと協力しながら就労についての対話の場を作ろうと、夕方ふらっと、おでかけふらっとを開催しています。特に夕方ふらっとでは、毎回就労部会終了後に当事者、支援者が分け隔てなく、ゲストスピーカーを招き、その方の人となりについて語っていただきながら、質問、意見交換を行っています。</p> <p>企業就労班では、委員でいらっしゃる永井先生を旗頭に、一般企業での一般就労の可能性を考える、エンプロイメントファーストを合言葉に活動されています。今年度で「しごといく vol.6」ということで6号目になります。すごい積み上げだなと思います。今ちょうど掲載企業さんへのインタビューを予定されているところです。それと、12月8日の就労フェアにおける企業向け研修会では、熊本市とも協力しながら、障がい者サポート企業・団体の認定式、表彰式等も予定されているところです。</p> <p>福祉就労班では、就労系の福祉サービス事業所の工賃、賃金アップ、各事業所の新しい仕事づくりを目指して、事業所同士で連携を図って議論を交わしている状況でございます。はーとアラウンドくまもとと熊本市と協働しておでかけマルシェを全5回開催する予定となっております。</p> <p>また、部会の各班事務局をサポートする班として、be-スケッチ班がございます。就労部会に参加される方の交流を深めるために、参加者のインタビューや各班の活動内容をホームページ等にアップして更新していきたいと考えているところです。</p> <p>部会以外にも運営委員会を開催しております、なるべく部会の活動がより活発に、よりスムーズに、円滑にいくように取り組んでいるところです。</p>
平田委員	<p>【相談支援部会】</p> <p>熊本市障がい者相談支援センター 絆の平田と申します。相談支援部会のご報告をさせていただきます。</p> <p>部会の全体の目標は前回もお示ししていますので、ご参照いただければと思います。全体の取り組み状況といたしましては、記載のとおり5つの班で年間計画を立てて活動しております。各班でコアメンバーを立てていただいていますので、部会開催前にコアメンバーが集まる運営委員会を開催して、前月の状況や当日の活動予定、議題に行き詰っていないか等を確認しています。部会は基本的に2時間枠で活動しておりますが、状況によっては時間枠を拡大して開催しております。特に7月は班毎の活動以外に事例検討を実施しましたので、時間を拡大して開催しております。また、本会議の内容につきましても、相談</p>

	<p>支援部会は相談支援事業所に参加いただいていますので、相談支援専門員にも伝えた方がいだろうということで、今年度から本会議の状況についても広く周知しています。</p> <p>各班の取り組み状況についてご報告いたします。インフォメーションアップデート班では、アス・トライの山田さんにもご協力いただきまして、KP5000をもっと活用しようと、活用の方法等を部会参加者全員にレクチャーしていただいています。また、相談支援ハンドブックの見直しを行うこととしております。</p> <p>計画見直し班では、相談支援専門員が使うサービス等利用計画の書式をバージョンアップというか簡易にしたものを作成しましたがけれども、使用状況等について、相談支援事業所で実際使ってみてどうだったかのアンケート調査を行い、活用が上手くできているかの確認を行っているところです。</p> <p>事例検討班では全体での検討を年 2 回実施する計画を立てておりまして、初回は7月に実施したところです。</p> <p>ガイドライン班では、サービス等利用計画作成に係るモニタリングの実態調査を行いました。相談支援専門員が毎月ないし頻繁に自宅訪問を行っているケースの傾向を分析しまして、サービス等利用計画作成に係るモニタリングに関する提案書を作成いたしました。後ほど皆様にご提案させていただければと思っております。</p> <p>最後に、新規事業所フォローアップ班では、概ね指定特定相談支援事業所を立ち上げて 2 年以内の事業所には全てこのグループに所属していただいています。また、ベテランの相談支援専門員に班のコアメンバーとして入っていただいて、日々の困り事や業務で行き詰った点、どのようにしたらいいかわからない点等を質疑応答形式で毎回開催しているところです。この班は今年度から新たに立ち上げておりまして、正直、間延びしないかとか、来た相談支援専門員が来なくてもよかったと思ってしまうのではと少し不安に思っていたのですが、運営委員会でもその点を確認したところ、非常に盛り上がっていて、他の班に比べて出席率も高く、非常に活発な意見が出ているということですので、困り感や解決した点を Q&A の形できちんと蓄積してデータ化を図っていきたいと考えています。</p>
<p>大山委員</p>	<p>【精神障がい者地域移行支援部会】</p> <p>熊本市障がい者相談支援センターなでしこの大山です。精神障がい者地域移行支援部会のご報告をさせていただきます。</p> <p>これまでの取組みとしては、5月の部会で今年度の事業内容と実施体制、課題、目標を共有しまして、今年度は大きく 3 つの目標と取組みを掲げています。まず、退院支援制度の周知・啓発として啓発ツールの作成や精神科病院職員向け研修の実施。2つ目に、退院支援制度の活用と検証として、地域相談支援の対象</p>

	<p>者を各区で上げていこうという動き。3つ目に区毎の取り組みとの連携と情報共有。以上の3点を柱に今年度実施していく予定としております。</p> <p>普及啓発研修は6、7月に行っています。6月は「事例を通じた地域移行支援のポイントについて」ということで、今年度は新規メンバーの方もおられますので、支援の基本を確認しております。7月は厚生労働省会議報告ということで、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム等、新しい情報を共有しております。それから、病院職員研修実施報告ということで、窪田病院での研修報告として、職員研修の紹介、制度啓発、研修企画についてのグループワークを行っています。</p> <p>その他に、2年前から区毎のロードマップに基づいた取組みを行っておりますので、進捗状況の共有を行っています。それから、退院支援制度を啓発するためのポスター及びリーフレットの作成を、作業班を設置して行うこととしております。作業班で原案を作成しまして、ピアサポーターや部会からの意見聴取を経て12月の完成を目指し、精神科病院、区役所等に配付を予定しております。</p> <p>今後の予定としましては、普及啓発研修として、相談支援事業所の業務・役割とピアサポーターの活用について取り扱う予定です。相談支援事業所の役割については8月に既に実施したところですが、また、区毎のロードマップに基づいた取組みの進捗状況の確認は定期的に行い、第5期障がい福祉計画の成果目標に関する協議、最後に、地域相談支援の事例経過報告とマニュアル作成に向けた取組みも行っていくことにしております。</p>
<p>会長</p>	<p>以上、4つの部会からご報告をいただきましたが、委員の皆様からご意見やご質問などはありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(3) テーマについての協議</p> <p>■サービス等利用計画作成に係るモニタリングに関する提案（相談支援部会）</p> <p>次に、議事3「テーマについての協議」に移ります。今回取り扱うテーマは、相談支援部会からの提案である、「サービス等利用計画作成に係るモニタリングに関する提案」についてです。まずは、相談支援部会部会長の平田委員からご説明をお願いします。</p>
<p>平田委員</p>	<p>今回この場をお借りして、サービス等利用計画策定に係るモニタリングに関する提案書を相談支援部会で作成いたしましたので、委員の皆様へご説明を差し上げて、自立支援協議会として提案ができればと考えております。</p> <p>まず、この提案書を作るにあたりまして、相談支援部会に参加する相談支援専門員のみならず、多くの方にお力をお借りしています。皆様のご協力があって提案できますことについてのご報告と感謝の意を表したいと思います。</p> <p>資料5をご覧ください。この資料5が提案書となりますので読み上げます。</p>

(P1 読み上げる)

<参考資料1>これは「熊本市障害者（児）の障害福祉サービス等に関する支給基準」からの抜粋です。1 ページ目下段に2. モニタリング期間の取扱い、(1)対象者ごとの期間という項目において、標準期間表というものがございます。熊本市の状況としては、一律にモニタリング期間の規定がされていて、相談支援専門員の申し出によって柔軟に、毎月訪問が必要な方なので毎月モニタリングを策定させていただきますというわけにはいかない状況を資料で確認していただければと思います。

<参考資料2>ただし、平成27年3月の障害保健福祉関係主管課長の資料で、②きめ細かい計画相談支援の提供についてという段において、モニタリングの実施期間については、厚生労働省令において利用者の心身の状況及び標準期間等を勘案の上、市町村が設定することとされている。しかし、一部の市町村では、その設定に当たって、サービス等利用計画等の作成を優先しているため、長期となっていること、利用している障害福祉サービスの種類のみを勘案し、利用者の心身の状況等に関係なく一律に行っていること等の指摘がされているところ。障害児者に対するきめ細かな支援を提供するためには、利用者の心身の状況等に合わせたモニタリング期間の設定が重要であることから、市町村においては、相談支援専門員からの提案を十分に勘案の上、障害児者ごとによって適切かつ柔軟なモニタリング期間を設定されたい。なお、厚生労働省では、運用上の取扱いとして、標準期間よりきめ細かなモニタリングが必要と想定される対象者について以下のとおり例示するので了知されたいとあります。国が出している対象者は後から見ただけければと思います。

そういう状況があったものですから、私達相談支援部会としては、まず熊本市において、月に1回、訪問や担当者会議を行なっているケースがどれだけあるか調べるため、今回アンケート調査に踏み切ったところです。

別紙「指定特定相談支援事業所が実施するモニタリングに係るアンケート調査結果」をご覧ください。事前に資料を配付してあるということですので、重要どころだけ私から説明させていただきます。

調査期間は平成29年3月13日～24日の12日間、対象期間は平成28年4月～平成29年3月としました。調査対象は当時の全指定特定相談支援事業所49事業所、うち回答事業所は33事業所、回答率67%でした。毎月または2ヶ月に1回自宅を訪問している人がどのくらいいるかという問いに対し、142人が挙がりました。これは全体の1.7%を占めています。この数字が多いのか少ないのかはわかりません。また、自宅訪問の必要性がありながら、忙しい等の理由により自宅には行けていない対象者が90名という調査結果が出ております。今回は、実際に自宅訪問をしている対象者に絞って分析を行ないました。

今回の調査結果から導き出される訪問対象者の実態は次のとおりです。障害支援区分が低い人（区分 3、2、1、区分なし）は電話の頻度も多く、訪問回数も多くなっています。その理由として、こだわりや精神面の不安定さ、問題行動等があり、支援が手厚くなっています。また、金銭管理が必要な方もおり、金銭管理を必要とする方への支援を相談支援専門員が電話、訪問、ケア会議等でフォローしていることが見えます。これに対して、障害支援区分の重い人（区分 4、5、6）に関しては、複数のサービスを利用しており、関係する事業所数も多くなっています。そのため事業所間の調整が複雑化したり、本人と事業所とのトラブル等もあり、相談支援専門員が間に入って調整等を行うことで毎月訪問が必要となっています。

今回、集計自体を区分が高い人と低い人で分けて分析しましたが、理由としては、施設入所ができるのが、年齢にもよりますけれども区分 4 から、また、重度訪問介護を利用できるのが区分 4 からであることを踏まえ、区分 4 以上を重度の方として分析させていただきました。

(2 ページ) 実際の集計結果を掲載しています。障害支援区分別の人数はご覧のとおりです。私達も調査を行なうにあたって、区分の高い人が多いのかなと考えていましたが、区分なしの方で訓練等給付を受けている方が一番多かったです。逆に区分の高い人が少ないという結果でした。必ずしも区分の高さが訪問回数の多さには比例しないということが全体から見えると思います。下の方に障がい種別毎の人数を掲載しています。重複がありますので実際の数とは合いませんけれども、3 障がいほぼ横並びという調査結果が出ております。

(3 ページ) まずは区分が低い方の分析結果をご紹介します。母数が 86 名です。障がい種別は精神障がい最も多く、次いで知的、身体となっています。中には、2 つ以上の障がい重複している方もいます。以下の内容については後程詳しく見ていただければと思います。

月の訪問回数について、障がいにより関係事業所とのやり取りや行政の手続きなどの支援が必要であったり、金銭管理を理由として頻繁に訪問しなければならないケースもあります。対象者の中には最高で月に 10 回以上訪問している人もいらっしゃいました。また、月に 1 回以上のケア会議が開催され、支援について多くの検討がされていることがわかります。そして金銭管理を必要としている方が 57% と非常に多く、多くの方が、金銭管理に何らかの支援が必要となっていることがわかります。

訪問の理由についてです。本人の特性によるものが最も多く、精神面の不安定さを解消するための電話や訪問、こだわりからくるトラブルへの支援等が具体的な理由として挙がっています。また、障がいにより関係事業所とのやり取

りや行政の手続きなどの支援が必要であったり、金銭管理を理由として頻繁に訪問しなければならないケースもあります。

(6 ページ) 次からが区分 4 以上の方です。母数は 30 名です。障がい種別は身体障がいのある方の数が最も多く、次いで知的障がいとなっています。2 つ以上の障がいを重複している方も多く、進行性の障がいのある方や医療的なケアを必要とする方もおられました。居住の状況としては独居の割合が高く、身近に支援者がいない方や身寄りがない方もおられます。電話については毎日や 1 日に複数回という方はいませんでした。理由としては本人からの電話が難しいことが考えられます。本人宅への月の訪問回数は、月に 2 回以上の方も多く、最高で 4 回ほどの訪問が必要なケースがあります。ケア会議の開催状況です。先程の区分が低い方のデータとさほど大きな差は出ていないという状況です。利用中の福祉サービス事業所の利用が複数にわたっている方が 60% を占めています。最高で 16 事業所が関わっているケースもあり、多くの支援者がいることが分かります。一方で、事業所とのトラブル対応や調整が必要となっています。

<区分なし～区分 3>と比較して事業所との調整・手続きの割合が高く、複数のサービス事業所の利用が多いことから、調整が複雑化していることがわかります。また、本人の精神面の不安定さやこだわりから事業所間とのトラブルへの介入等や金銭管理や服薬、清潔保持などの支援、障がいの進行により医療との連携も含めて手厚い支援が必要となっているケースもあります。

(8 ページ) アンケートで毎月訪問している具体的な理由を自由記載で記載いただいております。いくつかをここに抜粋しております。これは後からでも読んでいただければと思います。

(9 ページ) 続いては障がい児に関する集計です。障がい児は障がい者に比べて簡易的なまとめとしています。児童においては、知的・発達の障がいを持つ子どもが多く、家族への支援の必要性がある割合も高くなっています。母親の不安や悩み、事業所を利用するにあたっての調整、また、母親自身に障がいがあるために相談支援専門員がサポートを行う等、定期的な訪問が必要となっています。下の方にあるのは、先程もありました、具体的な理由の自由記載ですので後程お読みください。

次のページからはまとめとして、総括的なところもありますので読み上げたいと思います。

(P11 全文読み上げる)

以上が相談支援部会からの提案となっております。本会議の皆様からご意見があれば頂戴いたしまして、最終的な提案とさせていただきます。また、具体的な運用方法につきましては、予算がとれるかどうかは抜きにして、引き続き相談支援部会の中で行政の方と協議・検討を進めていきたいと考えて

	おります。
会長	ありがとうございました。委員の皆様から提案の内容に関してご質問やご意見がございましたらお願いします。
勝本委員	平田委員からご説明があった提案書ですが、前段で「別紙のとおり提案します」と記載してありますが、まとめの最後の一文に集約されるのではないかと思います。「モニタリング期間の設定については、個別のケースに応じて実態に沿った支給決定を行う仕組み作りと対応を行って頂きますよう提案します。」とあります。私も相談支援事業所の管理者をしておりますので、このアンケートを通して導き出された実態というのは、日々とても強く感じているところです。ぜひ個別のケースに応じて実態に即した支給決定を望むところですが、個人的には、この一文だけでは提案書としては少しインパクトが弱いのかなという気がしました。運用についてはまた相談支援部会でご検討いただくということですが、きっと皆さんは現場で相談支援専門員としてお仕事をなさりながら、こういう取扱いだったらいよいよねという含みがもしあれば、それをこちらで出していただく方が良いのかなと思いました。相談支援に関わっていらっしやらない委員の方もたくさんいらっしやいますので、この個別のケースに応じた実際に即した支給決定というところで、何か相談支援部会の方でお含みのあるご意見とか案が出ていたらここでご紹介いただければと思います。
平田委員	今のところ、アンケートを取りまとめることで正直手一杯なところがございまして、具体的な運用等に関しては、実は一昨日相談支援部会を行なったところですがけれども、個人個人で意見はあるところですがまだまとまっておらず、9月以降の部会で考えていくところで留まっているのが実情です。
勝本委員	本当に実情はこのとおりなのだろうと思うのですが、受け側が大西市長様宛ですよね。受け側の熊本市としてはどうやって具体的に支給決定について考えたらいいいのか、そのあたりは直接相談支援部会と行政側がこの提案書を基に直接お話し合いをしていくということでしょうか。
平田委員	そのように考えております。アンケートの取りまとめや一昨日の部会においても障がい保健福祉課の方にご協力をいただいておりますので、引き続き部会で障がい保健福祉課の方と協議していけるものと考えております。
勝本委員	ありがとうございます。文言としてあいまいさがあるなと感じましたので質問させていただきました。
篠原憲一委員	実際はこんなに大変だけど報酬に反映されずに大変な思いをされているだろうと思っていたのが、やっぱりそうだったと良くわかるアンケート結果です。まとめられるのも大変だったと思います。ただ、やっている分をきちんと評価していただきたいというところだと思うのですが、実際に相談支援事業所の経営実態や職員の労働実態等も併せて見ると、なんとかしないととなるのではな

	<p>いかと思います。先ほど1人で100件という話もありましたが、絶対まわっているはずがない。熊本市としても何とか手を打たないと。もちろん相談支援専門員の方も大変ですけれども、100件のうちの1人である当事者が十分な支援を受けられない、流しの計画相談で済まされるという、当事者の方達が非常に大変なところに置かれているのではないかと思います。相談支援専門員の方達がまともに働けて、事業所としても運営が出来て成り立っていくことの評価、そちら側からも見えるといいのかなと思います。というのが、自分のところの事業所でも、相談支援事業所を立ち上げないと間に合わないなと思っていますが、立ち上げたら赤字になるというのを聞いているので、これを見てやっぱりなと思ったものですから。なんとか当事者の方のニーズに応えていける制度になっていくといいなと思います。</p>
<p>宮田委員</p>	<p>家族会として来ていますが、相談支援事業所もやっていますので実態をという事で。まず、アンケートの結果について、私達が言いたい事を言ってくださいありがとうございます。篠原委員がおっしゃった、経営的な側面から言いますと、労働実態から言って、一人85件が限度だと思います。しかしながら、経営的には150件を持たないと月20万の給料は保障できません。うちは20万払っていません。ボーナスもなしです。そういう経営実態があるということと、労働時間としては、1人9時間働いていますがそのうち3時間は車の運転中です。電話にも出られません。帰ってくる頃には電話の電池も切れています。そういうことも知っておいてください。</p> <p>家族会の立場として言いますと、家族の中からたくさん相談があるんですが、非常に内容が込み入っていて支援が大変です。相談支援専門員の皆さんとても優秀ですが、まわせないんです。それまでのいきさつがありますから、来歴等を把握している家族会の相談支援事業所でないといけないですね。毎日電話がかかってくるし、月2回訪問しなければいけない。けれども、そういう方も2~3年ケアを続けていくと安定してきます。そうすると月1回が2ヶ月に1回、3ヶ月に1回となり、それくらいで十分まかなえるようになります。チーム連携というものをもっと追求していく必要がありますけれども、まだまだ研究する必要があるのではないかと思います。</p>
<p>原田委員</p>	<p>ご報告ありがとうございました。私がつ篠原憲一委員のお話も受けて思ったことが、利用者の方の満足度というのも必要なのかなと考えました。本当は月1回来て欲しいと思っている利用者の方もいらっしゃるのかなど。なので、支援者の側からとサービスを受けていらっしゃる利用者の方の思いも反映させていくと、より説得力が出てくるのではないかなと思ったところです。</p>
<p>西委員</p>	<p>私の例から言いますと、逆に、うちの子は今通っているところで毎日とても楽しく過ごしているのですが、最近相談支援が入ったのでモニタリングの期間</p>

	<p>が短いわけです。そこまで訪問の必要がない方、ご本人も家族も満足して毎日楽しく通っていらっしゃる方と、色々と大変なことがあって、相談にも乗って欲しいという家族の温度差がものすごくあると思います。ただ、それが本当に1ヶ月に1回、半年に1回、2年に1回でいいのかどうか、大変なところとそうでもないところの線引きというか、この方はこのくらいでいいとか、こっちはもっと頻繁に行かないといけないということをどんなメンバーで決めるのか、その辺の具体的な基準みたいなものが、たとえば熊本市で独自でそういうのをやるのでしたら、具体的にどこまでやるのかを決めておかないと、市としてもどうすればいいのかとなるのではないかと感じたところでした。</p>
<p>平田委員</p>	<p>今おっしゃっていただいたことが正にこれからの悩みだと思っています。相談支援専門員が10人いたら、10人ともこの人に毎月訪問が必要という判断にならないケースがある可能性が十分にあるわけです。正直、このアンケート調査を実施しまして、一定のチェックリストのようなものを作って、訪問した方がいいという人の一定の基準を設けられるんじゃないかと私どもとしては考えていましたが、全くそれが覆されて、非定型ケースが多く、区分が高ければ訪問が多いというわけでもありませんでした。では、一体全体、区役所の方に運用していただく時に、どういう基準で相談支援専門員が持っていったらいいのか、福祉課の方でどのように判断していただく必要があるのか、そうした運用の問題に関して、今後、委員の皆さんのご意見を踏まえながら障がい保健福祉課と検討していければと思っております。ありがとうございます。</p>
<p>山田浩三委員</p>	<p>ご報告大変ありがとうございました。このアンケート結果をまとめるのは本当に大変だったと思います。少しだけアンケートの集計に携わらせていただきましたが、こんなに多岐に渡るケースに毎日取り組んでいらっしゃるのかと、大変頭が下がる思いでいっぱいでした。</p> <p>今後どのように運用されていくかは、障害福祉サービスを提供する事業所としても非常に興味があるところですのでございまして、実は私どもの就労移行支援事業所では区分なしの方がほぼ全体を占めるのですが、そういった方々に対してモニタリング月ではない月もケース会議に参加していただく、相談支援専門員個人の善意で取組みをなさっていただいているところについては大変ありがたいなと毎日感じているところです。そういう意味では、なかなか相談支援専門員の自由裁量というところでは活用が難しいのでしょうかけれども、市としても限られた財源の中で見込みがつかないというのが一番大変でしょうから、例えば、一つの提案ですけれども、必要な対象者像の例が参考資料2にも掲げてありますので、そういった方に絞ったところで実施に向けたご検討をいただければというのが個人の感想です。先ほどお話があったように、中にはモニタリングがあまり必要ないんじゃないかという方もいれば、絶対必要だよねという方</p>

	<p>もいますので、ある意味全体的な均しというのが効いていくのであれば、それはそれで一つ考えられるのではないかなと思いますので、ぜひそういったところは皆さんに色々と考えていっていただきたいと思う次第です。</p>
会長	<p>運用に関しては今後検討されていくということですので、今の段階でこの提案を自立支援協議会の総意として熊本市へ提出することについて、異論はございませんでしょうか。それを受けて今後運用をどうするかというのも考えていかれると思いますので。</p>
全委員	<p style="text-align: center;">＜同意＞</p>
会長	<p>それでは、細かい調整の上、熊本市障がい者自立支援協議会会長として熊本市へ当提案書を提出させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>(4) その他</p> <p>次に、議事4「その他」に移ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>■委員から寄せられた各種課題の整理について</p> <p>まず、資料6 熊本市障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧についてご説明差し上げます。平成29年第2回度熊本市障がい者支援協議会 事前意見・質問一覧も併せてご覧ください。</p> <p>資料6は事前に委員の皆様へ配付いたしましたが、前回の会議の中でご説明した平成28年度までの課題一覧の中から、検討が終わっていないものと、今回新たに委員の皆様から挙げていただいた課題を整理したものになります。出していた課題に対して、平成29年8月現在の市の取り組み状況を記載しています。今後は、既に検討が終わった課題は一覧から削除し、検討中の課題は見える形で残すとともに、毎回の会議でそれぞれの内容における進捗状況をご報告することで、課題の共有及び可視化を図っていきたいと考えています。一つ一つの課題の説明は時間の関係から省略いたしますが、今回は質問を2問いただいておりますので、それについてご回答したいと思います。</p> <p>まず、日隈委員からいただいた、「おでかけ IC カードへの移行に伴いパス券が廃止され、完全1割の負担となり、負担が増加している方が多くおられるが、何か対策は検討されているのでしょうか。以前、同様の質問があった際に作業所の工賃向上の支援を行う旨の回答があったが、この支援は全く別の支援にあたると思います。」というご質問です。</p> <p>それに対する回答を申し上げますと、障がいのある方の1割負担につきましては、さくらカードの制度により規定いたしております。一定の負担についてご理解を求めてきたところです。昨年実施したアンケート調査においては多くのご意見をいただいておりますが、一割の負担を一般の方と同じよう</p>

	<p>に車載機にタッチして乗り降りでき満足しているというご意見がある一方、負担が増えたという方がおられることが確認できております。今後、このことも含め多くの皆様、交通事業者や障がい者団体の皆様と意見の交換をさせていただきたいと考えております。工賃向上の取り組みにつきましては、作業所で働く方々の工賃水準がまだまだ厳しいことから、収入の安定を図り、負担感が少しでも軽減できればという趣旨で回答させていただいたものでございます。</p> <p>同じく日隈委員からのご質問で、「障害福祉サービス等の支給に関する基準について、食事介助は0.25時間、洗濯は週1回0.5時間等、現実的に困難な支給算定基準になっています。その他にも入浴は週3回といった利用者の生活を全く無視した基準があります。何を基準に作られたものなのか、また、この基準について市はどのように認識されているのか教えてください。」というご質問です。</p> <p>障害福祉サービスの支給量の算定に関するご質問ですが、先ほどもお話がありましたガイドライン、支給基準を定める要綱ではご指摘のとおり数字となっております。そこでお答えですけれども、基準時間及び基準回数は障がい種別ごとの特性、障がいの程度等を総合的に踏まえ、他の支援内容、複数日分の支援等が一体的に提供されることを勘案して設定されております。そこで実際に区役所福祉課の窓口で支給決定の申請に来られた際に、まずご本人のご希望と状態像を確認していきます。その中でこの基準を超えるような時間・回数のご希望があった場合には、真にその必要性があることの確認を行った上で支給を行います。具体的には、入浴の場合には褥創の処置等、医療的な対応を含めて基準（週3回）を超えた回数が必要と認められる場合に、医師の診断書等内容を詳細に把握し、必要な期間、回数等を勘案して基準以上の支給を行うことも行なっております。また、当該基準について本市としては、随時検討を行い、より適切な基準を設定する必要があると考えております。今後も他都市の状況や利用者の生活実態の把握等を行いながら、検討を進めていきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。今の説明を踏まえて、委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
<p>篠原憲一 委員</p>	<p>風呂は医師の診断書がないと毎日入れない、他都市の状況や利用者の生活実態の把握が無いと毎日風呂に入れないというのはどうなのでしょう。週3回しか風呂に入れずに、それ以上入りたかったら医師の診断書が必要であるということは差別的に捉えますけれども。</p>
<p>事務局</p>	<p>あくまでも一定の基準は整理として持っておくことはどの自治体でも同じでございます。今ご指摘のあった基準について、一々診断書が要るのかという</p>

	<p>ご指摘はもっともだと思います。ただ、どこかで線を引かなければなりませんので、そこは今後積極的に検討して整理していきたいと考えております。</p>
松村委員	<p>今の部分につきましては、私も見た瞬間におやっと思うくらい、たぶん多くの人たちが同じように感じておられると思うんですよね。やっぱり気になるのは、もちろん行政としては一定の基準を引かなければならないという、手続き的な中でこういう回答になっているのだと思いますが、そういうことに敏感に感じる部分、障がいのことに関する会合に集まってきている我々がそういうことを見たときに普通に感じる感度を、行政側にももう少し高く持ってもらいたいと思います。こういう表現が表に行政からの回答として出てくれば、自ずと先程の篠原委員のような意見、感想が出るであろうということを感じ取っていただけないのかなと感じたところです。</p> <p>それから、検討しますという回答になっております。先程から多くの委員から熊本市としての見解、熊本市としてはどういう判断をしますかということを開かれますが、そこで「検討します」でストップしてしまうのではなくて、熊本市としては「こう検討しました」、「こういう考え方がありますが皆さんどうでしょうか」というのがどのタイミングで、どういう形で出てきますかということまで我々は期待しているわけですね。この場の意見を、決してそんなことはないかとは思いますが、この場をやり過ごすためにそういう言い方で話を丸くおさめているというように取られることは行政としても不本意だと思います。ですので、この入浴のことに関してもそうです。上のおでかけ IC カードの 1 割負担についても「多くの皆様と意見の交換を行ってまいりたい」ということですが、いつ、どうやって、どういう行政の検討した結果を我々に示していただけるのか、それを含めて回答としてお話しいただきたいと私は強く思います。先般、社会福祉審議会の中で難病団体の方から、介護人材の専門性の高い人達の人材確保をお願いしたいという意見が出ました。ここにも参加されていた方が何人かいらっしゃいますので、聴いた記憶があるかと思いますが、その時の行政から返ってきた言葉は、人材の確保というのはことこの福祉の世界だけでなく、社会の様々な分野でも難しいんですと、そこで話が終了してしまいました。世の中がそうやって人材確保が難しいから、福祉の話ではもう対応が出来ないんですと言わんばかりの回答がありました。やはりそういう場面を重ねて見聞きすると、我々がこうやって議論していることがどの程度伝わっているのか懸念するところでもあります。ぜひ私達から出た意見というものがどういう形で行政の中で審議されてどういう風に進んでいっているかが見えるようにぜひお願いしたいと思っています。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。入浴 3 回というのは私もどうにかできないかと個人的に思っているんですけども、もう 1 回他都市の状況と今のご意見も踏まえ</p>

	<p>たところで検討させていただければと思います。ただ、財源等、色々な課題があるかと思いますが、そういう課題もありながらこの場限りで答えたとと思われるように検討はさせていただきたいなと思います。</p>
大島委員	<p>入浴の回数に絡めて、基本的に一人の人が生きていくときに、食事や入浴、そういった生活の中である一定の質の担保というものがあると思います。入浴についても、毎日入りたいと思う人と、健康な人の中にも2日に1回で良いやとか1週間に1回で良いやとか色々な考え方があると思うんですね。でも本来は毎日入ることが基本にあって、そこの中から障がいや状況によって、私は毎日介助を受けて入るのはとても体力的にきついで週に2回でいい、3回でいいという選択の仕方が本来あるべきではないかと思っています。もちろん予算が絡むものなので基準が必要というのもわかるんですけども、実際に自分が障がいが増えて介護を受けたら、毎日今お風呂に入っているのが入れないとなると、私自身の将来を考えたときにも、あ、そうなのかと思わざるを得ないところがあります。やっぱりその人が生活していく中で、ある一定の、みんな毎日入るよねというところから、何回入りたいという本人の希望によって回数が決まっていくのが本当ではないかなと思います。他都市の状況もぜひ勘案していただいて、回数が定められていない他都市の状況でも実際どんな実態があるのかということも含めてご検討いただけたらと思います。</p>
会長	<p>■委員からの取り組み等紹介</p> <p>それでは最後に、前回会議でも予告したとおり、この自立支援協議会の大きな主旨として、関係機関同士の連携強化や情報共有がありますので、この本会議の場で、毎回4～5名程度の委員の皆様から一言ずつ、それぞれの取り組みや近況の報告等をいただきたいと思います。事前に事務局からお願いしています方から、1～2分程、手短かに団体の紹介や現在取り組んでいることなどをお聞かせください。</p>
篠原麻美委員	<p>熊本市障がい者相談支援センター 光の篠原と申します。私どものまず母体の方から説明をさせていただきます。母体施設は西区二本木にあります、社会福祉法人熊本県コロニー協会と言いまして、元々結核回復者によって昭和24年に設立された印刷会社が大元となっています。今年で68年の歴史をたどっておりまして、現在は就労継続支援事業所を中心にグループホーム事業や障がい児の通所サービス等、計6事業所を展開しています。</p> <p>当センターにつきましては、平成27年度より熊本市の委託を受けて西区全域を拠点とした活動をしており、現在、西区春日にて事務所を構えております。業務内容としましては、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業となり、障がいのある方が安心して充実した地域生活を送れるよう、本人やご家族等からの相談を受け、情報提供や助言、関係者との連絡調整等を行っ</p>

	<p>ています。近年は途中で障がいを負われた方の退院時支援や精神障がいのある方の余暇支援、就労についてのご相談を多くいただいています。その際は来所や訪問等、ご希望に応じた対応をとらせていただいています。ご相談につきましては、西区という土地柄、広域でありながら社会資源が他区に比較する限り乏しい側面を持っていますので、私達だけの力では当事者の方が望まれるような生活にお繋ぎしかねる現状もあります。そういった課題もありながら、既存の関係機関や行政との協力、連携の下、西区ならではの強みを活かしてご相談いただく方に寄り添えるよう力を尽くしてまいりたいと思います。</p>
江島委員	<p>NPO 法人ゆうステーション熊本の江島と申します。私達は中央区で就労継続支援 A 型・B 型事業所のゆうワークスを開所しております。そちらでは主に企業からの請負作業と、最近始めたフラワーアクセサリーの製作を行なっています。請負作業の方では企業と福祉事業所という関係ではなく、企業と企業という意識を持って対等な関係づくりを行なっております。フラワーアクセサリーの方は熊本市内の何店舗かに置かせてもらうことで、多くの市民の方に買って貰う機会を増やしていければと思っております。これらの仕事を通して、仕事の中でやりがいを、人生において生きがいをといてところでサービスを提供していければと思っております。また、個人的にですけれども、そこで働く支援者の方にこの仕事をやって良かったと思ってもらえるような事業所づくりをしていければと思っております。よろしく申し上げます。</p>
近藤委員	<p>熊本公共職業安定所の近藤と申します。私が所属しておりますのは、職業相談第三部門という、主に障がいのある方や生活保護受給者、DV 被害者、刑務所出所者、外国人等の支援を要する方の就職相談から就職した後の定着までの支援を行なっております。支援対象者と何度も職業相談を行ない、必要であれば職場見学やケース会議等を行ないながら就職に向けて準備を進めております。また、就職準備と同時に、面接の受け方や履歴書の書き方も就職に必要不可欠ですので、併せて支援を行なっております。そういうことで、日々障がいのある方の就職のお手伝いを行なっております。それ以外に、以前は精神科医療機関とは連携はしていなかったのですが、昨年度からモデル事業として精神障がい者の医療機関と協定を結びまして就職支援を行っております。年間 40 名程度に支援をしていくということで昨年度から事業を開始しています。また、この事業には今日来ておられます、熊本障害者職業センター、くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」と連携してこの事業に取り組んでおります。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
山田勝久委員	<p>今年度より委員を務めております、山田です。私は普段、熊本駅前看護リハビリテーション学院という作業療法士等の養成校に勤めておまして、主に精神科作業療法の教育を行なっております。昨年、おかげさまで 6 期生の卒業生</p>

	<p>が 28 名出まして、ただ残念なことに、そのうちの 27 名が医療機関への就職になりました。学生にもまだまだ作業療法イコール病院で行うものという認識が強いように思います。私個人としましては、リハビリテーションと言いますと病院で訓練をするイメージかもしれませんが、本来、作業療法士という職業は障がいのある人達の生活支援に携わる専門職です。障がいのある方の生活の躓きを心身両面からサポートする職種が作業療法士ですので、もっと地域で働ける作業療法士を育てたいと思っていますところ。一方、熊本県内に作業療法士の数は約 1,100 名おりまして、精神科を専門に扱う作業療法士もたくさんいるんですけれども、残念ながらここでも精神科に勤める作業療法士のほとんどが病院内の患者さんをグループで扱う、そういったセラピーをやっているのが現状です。</p> <p>先ほど平田委員から相談支援部門のご報告がありまして、なかなか計画相談に追われて実践的なマンパワーが足りないというお話もありました。実は、私は先月の精神障がい者地域移行支援部会に出席しまして、精神障がい者の方を地域に連れ出す仕組みである、精神障がい者の地域移行支援事業というのがあり、その事業の運営主体というのは相談支援事業所なんですけれども、そこでも計画相談に追われてなかなか事業の運営が出来ない現状があるという課題をいただきました。その中で、ある病院のソーシャルワーカーさんだと思いますが、病院に所属するソーシャルワーカーがどんどん声を上げて医療と福祉の橋渡しをしていこうと、この事業が長期入院の精神障がい者の役に立つのは間違いないんだから、今は苦しいかもしれないけど皆で力を合わせて支えていこうという話になりまして、非常に私自身感動しまして、胸が熱くなる想いでした。</p> <p>翻って、作業療法士にも、現状では院内で仕事をしていることが多い職種ですけれども、少しずつ外に出て行く仕組みというのが整備されつつありまして、特に精神科の訪問看護ですね。こちらにも熊本県看護協会の委員がいらっしゃいますけれども、実は訪問看護というのは作業療法士単独でも行けますし、結構フレキシブルに利用することが出来ますので、そういった制度を利用していただいて、少しでも作業療法士が何か地域で暮らす障がいのある方のお役に立てるようなサポートができればなということを考えておりました。非常に私自身まだ不勉強ではございますが、何か少しでもお役に立てるように力を尽くしていきたいなと思っております。</p>
会長	<p>以上で、本日の全ての議事が終了しました。 事務局から連絡をお願いします。</p>
進行	<p>3 事務局連絡</p> <p>次回、平成 29 年度第 3 回熊本市障がい者自立支援協議会は、11 月 24 日（金）となっております。開始時間は本日と同様に 15 時から、開催場所はこ</p>

ちら市役所別館自転車駐車場8階会議室を予定しております。

4 閉 会

これをもちまして、平成29年度第2回熊本市障がい者自立支援協議会を終了致します。長時間に亘るご審議ありがとうございました。